

介護給付費分科会

介護サービスの基準について改正省令案が
示され、分科会で了承

1月15日、武見敬三厚生労働大臣は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」案を社会保障審議会介護給付分科会に諮問し、会は了承しました。改正内容の多くはこれまで示されてきた通りですが、パブリックコメントを踏まえて一部修正されました。

改正する省令

1. 訪問系サービス

・訪問リハビリ：医療機関からのリハビリ実施計画書などにより利用者のリハビリ情報を把握することを義務化、老健施設・介護医療院での見直し指定導入。
→パブリックコメントで「リハビリ実施計画書以外でも、医療リハビリ・介護リハビリの連携・連続性確保の目的を果たせるものであれば良いのではないか」との指摘から、**リハビリ実施計画書「などによる情報把握」を義務化する修正実施。**

2. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

・共通：選択制の対象福祉用具提供に係る利用者等への説明・提案義務
・福祉用具貸与：貸与後のモニタリングの**実施時期等の明確化**、モニタリング結果の記録・担当ケアマネジャーへの交付、選択制対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討
・特定福祉用具販売：選択制の対象福祉用具に係る計画達成状況の確認、販売後のメンテナンス

3. 居宅介護支援・介護予防支援

・公正中立性の確保のための取り組みの見直し
・指定居宅サービス事業者等との連携によるオンラインモニタリングを可能に
・ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数の見直し
・介護予防支援の円滑な実施→明確化

4. 施設系サービス

・共通：ユニットケアの質の向上のための体制確保、「3年間」の経過措置を置いて、協力医療機関との連携体制の構築、医療機関と連携した新興感染対策
→**審議報告に揃えて経過措置期間を「3年間」と明確化**
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、小規模介護老人福祉施設の配置基準の緩和
緊急時対応方法の定期的な見直しの義務付け

5. 全サービス共通事項

・重要事項の「書面掲示」について、1年間の経過措置を置いたうえで「ウェブサイト掲載」を義務付ける
・管理者の兼務範囲の明確化
・身体的拘束等の適正化の推進

委員からの主な意見

管理者の兼務範囲の明確化について、「同一敷地内にあり」という文言が削除されたこと、事業所の管理上支障がないと自治体が判断する際の裁量の余地が大きくなってきた。本県は有事の際は管理者の速やかな出勤が必要と考えているところで、地理的、距離的要因を考慮して兼務を認めることを想定している。こうした判断は自治体ごとに異なり、事業者の混乱を生じさせないよう国において一定の判断の拠り所となる基準を別途、通知等でお示しいただきたい。

（全国知事会 長崎県知事）

改正点について今後、周知を行うようお願いしたい。運営ができるようお願いしたい。

（全国老人福祉施設協議会）

居宅介護支援専門員は処遇改善加算の対象外であるため、なにとぞご配慮をお願いしたい。

（日本介護支援専門員協会）

今回は、トリプル改定ということで、医療と介護、障害部門との連携をより求められ、改定であった。もともと平時から連携をしなければならなかったため、回数を重ねて用や感覚の齟齬がないようにお願いしたい。

（日本慢性期医療協会）

パブリックコメントの意見で寄せられた懸念があれば、懸念自体は受け止めてほしい。懸念を払拭できるような通知等も見直し検討をお願いしたい。

（日本労働組合総連合会）

看護職の立場から新興感染症発生時等の対応にかかる施設業務内の体制整備、地域の連携、入所者・利用者内の病状が変化した場合の体制整備が重要であり、看護職の果たす役割も今後大きくなっていくと考えている。

（日本看護協会）

今回の改定では医療と介護の連携に重点的な見直しが行われた。介護を必要とする人は医療ニーズを多く抱えており、急変や救急時に必要な医療につながることを期待する。一方で、介護職員の負担が大きくなることを懸念している。委員会開催の義務付け、管理者兼務要件緩和など現場が窮屈な状況にならないよう配慮してほしい。

（認知症の人と家族の会）